

八頭町町民メディアシステム構築および運營業務

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名
八頭町町民メディアシステム構築および運營業務
- (2) 業務の目的等
町民参加型・町民向けのローカルメディア「ぱちぱち」の基盤となる LINE 公式アカウントのシステム構築および Web サイト制作を行う。将来的な自走化（収益化）を見据え、地域店舗への送客支援機能や分析機能を備えたシステムを導入することで、持続可能な地域メディア運営の基盤を確立することを目的とする。事業趣旨（別紙 1）参照のこと。
- (3) プロポーザルの方式
公募型プロポーザル方式
- (4) 業務内容
八頭町町民メディアシステム構築および運營業務仕様書（別紙 2）に示す内容とする。
- (5) 履行期間：契約締結した日から令和 9 年 3 月末日まで
- (6) 予算上限額：3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 発注者
八頭町ローカルメディア設立委員会
- (8) 担当課
八頭町役場 商工観光室
〒680-0495 鳥取県八頭郡八頭町船岡 539 番地
電話：0858-72-0144 F A X：0858-73-0290
E-mail：syoukou-kankou@town.yazu.lg.jp

2 参加資格

公募型プロポーザルの参加資格を有するものは、次の項目全てに該当する者とする

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 172 号）にもとづく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと八頭町が認めた者を除く。）でない者。
- (3) 過去 3 年間に LINE システム構築または Web サイト制作の業務実績があること。
- (4) 鳥取県東部に事業所を置き、速やかに連携が取れる体制が取れる者。

3 参加表明手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第 1 号）を提出すること。

なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時
※持参の場合の受付時間は、期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所 1 の（8）に定める担当課
- (3) 提出書類 ①参加表明書（様式第 1 号） 1 部
②企業概要書（様式第 2 号） 1 部
- (4) 提出方法 持参又は郵送（いずれの方法も提出期限必着のこと。）
- (5) その他 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。

4 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

- (1) 質問の内容 本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものと
し、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- (2) 受付期間 令和8年9月18日(金)から令和8年9月28日(月)午後5時まで
- (3) 提出方法 質問書(様式第3号)による電子メールまたはFAXでの提出に限る。(受付期間
必着のこと。)
- (4) 送信先 1の(8)に定める担当課あてメールアドレスまたはFAX番号
- (5) 回答方法 競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、担当課が随時2日以内
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)を目処に、本町ホームページ上
(<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/18574.html>)に公表する。
なお、個別の事象に関する判断される場合にはホームページ掲載を個別回答とする
場合もある。

5 企画提案書等の提出期限、場所及び提出方法

参加表明書を提出した者は、特段の事情がない限り次のとおり関係書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年10月13日(火)午後5時
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後
5時までとする。
- (2) 提出場所 1の(8)に定める担当課
- (3) 提出書類 ①企画提案書(A4縦)10部
②費用見積書・令和8年度分(消費税額を明記すること) 1部
③費用見積書・令和9年度分 保守運用(拡張機能実装費用含む)(消費税額を明
記すること) 1部
※費用見積書は事業実施に必要な経費について、それぞれの費用ごとの内訳がわか
るように記載すること
※「③費用見積書・令和9年度分」については本年度事業において構築したシステ
ムの保守・運用に加え、伴走支援及び拡張機能としての提案に際しての金額想定
を参考情報として確認するものである。
- (4) 提出方法 持参又は郵送(いずれの方法も提出期限必着のこと)
- (5) その他 提案資格が確認できた参加表明者でも、提出期限までに企画提案書等の提出がない
場合は、参加を辞退したものとみなす。

6 提案内容に関するプレゼンテーション

次により提案内容に関するプレゼンテーションを行う。

なお、提案者が4社以上の場合、提案書による一次選考を行う。その場合、選考結果については別
途通知する。

- (1) 実施日時 令和8年10月21日(水)午後予定(参加者へ別途連絡)
- (2) 実施場所 八頭町役場 船岡庁舎2階 会議室2・3
- (3) 説明者 2名以下とする
- (4) 時間配分 企画提案についての説明 20分間
質疑応答 10分間
- (5) 留意事項 説明に必要な機器は、参加者が準備すること。ただし、スクリーン・プロジェクター
(もしくはモニター)及びHDMIケーブルは本町が用意する。
プレゼンテーションの順番は、参加申込書等を提出した順とする。

7 審査、評価及び選定について

企画提案書等の審査、評価及び選定は、別途定める「八頭町町民メディアシステム構築および運営業務 公募型プロポーザル審査要領」に基づき行う。

(1) 審査項目

審査項目	内容
業務の理解度	本業務の実現すべき目的を十分に理解しているか 本町ならではの強みや課題を理解しているか ターゲット設定が具体的にされているか
提案内容 (企画・システム・デザイン)	LINE 公式アカウントおよび Web サイトが、ユーザーの利便性を高める設計になっているか 設定したターゲットの興味を抱かせる内容となっているか シビックプライドの醸成に寄与する提案が盛り込まれているか 町民の参画を促す企画内容となっているか 来年度以降の拡張機能を見越した提案となっているか 具体的で実現性が高い内容となっているか
提案内容 (管理運用)	継続的に情報発信ができる運用フロー、管理機能となっているか 町担当者が更新、管理ができる設計となっているか トラブル発生時でも迅速かつ柔軟に対応できる体制化
業務実績	自治体又は民間との類似業務の実績があり、かつ有益な実績を有しているか
業務遂行能力	業務を遂行するための適切な体制及び人員が確保されているか 確実に業務を遂行するスケジュールとなっているか
見積額	金額が提案内容に対して適当であるか

(4) 審査結果の通知・公表

ア. 結果通知

審査結果は、参加者全員に対し、令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メール等で通知する。

イ. 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）を、令和 8 年 1 1 月上旬に本町ホームページ上（<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/18574.html>）に公表する。

8 その他

(1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 参加表明書及び企画提案書等の提出にあたっての留意事項

ア 参加表明書及び企画提案書等の提出を郵送による場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、発注者はその責めを負わない。提出者は、配達記録郵便の利用を行うなどの対策を講じること。

- イ 理由を問わず、参加表明書及び企画提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。
- ウ 企画提案書等の作成にあたっては、ローカルメディア「ぱちぱち」構築・運営業務仕様書（別紙1）の内容を確認のうえ、作成すること。

（3）無効となる参加表明書又は企画提案書等

提出された参加表明書又は企画提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

（4）参加表明書及び企画提案書等の取扱い

ア 提出された参加表明書及び企画提案書等は、返却しない。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書等は、提出者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加表明書及び企画提案書等の複製、保存等を行う。

（5）担当課からの疑義照会及び追加資料

提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、担当課から企画提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

（6）契約手続等

選定した提案者との契約手続及び契約書は、発注者の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。